

縮小保育についての Q&A

5月11日から実施する縮小保育について、質疑応答した内容をお知らせいたします。

NO	質問	回答
1	5月31日まで自宅保育が可能な場合であっても、確認書や申請書の提出は必要ですか？	原則お願いをしておりますが、ご連絡いただき事情を説明していただければ、電話での対応を承ります。
2	対象の業態であっても、直接的に業務に従事していなければ対象外なのでしょうか？	原則として対象外ですが、間接的に事業の維持に必要で、交代がない状況であれば検討しますので必ずご連絡ください。
3	5月31日まで自宅保育を行える状況ですが諸官庁等に必要書類の申請等で外出する為自宅保育が出来ない場合は何日前に連絡すればよいのでしょうか？	自宅保育にご協力をいただいている方やむを得ない事情の場合は受入いたします。必要な要件が発生した段階で、ご連絡ください。状況に応じて対応いたします。

今回、保育対象者を制限した『縮小保育』実施の経緯について複数問合せがありました。本来であればお便りに掲載したかったのですが長文になる為、提出書類の情報が伝わらない可能性があるかと判断し控えていましたが、↓下記にお知らせいたします。

政府より全事業所に出勤職員を7～8減にするよう要請があり、保育施設も状況に応じて縮小又は、休園も検討するよう地方自治体に指示がございました。

本園としては、保護者様に寄り添った保育維持の為に『縮小保育』は実施しない予定でしたが、感染拡大を考慮し4/15から自粛要請を行いました。利用人数は減少したものの登園率は川口市内で高い水準のままです。

大型連休で県内の感染者数が増加する見込みの中、5月7日以降の登園予定園児数は全体の93%で集団感染のリスクが高いです。このままでは、子ども・保護者様・職員の命を守る事ができない為、自粛要請以上の制限が必要と判断し『縮小保育』を実施する事にしました

現在、感染拡大の防止策として消毒・検温・不要の外出禁止・外出の報告を職員に徹底すると共に、感染者が出た場合でも、最短で再開出来る様に出勤体制を2グループで5日置に入れ替えを行う等の取り組みを実施しています。しかし、その対策を維持するには登園率を3割り程度に抑えることが必須となっています。保護者様の中には、育休が延長出来ずに退園を選ぶ方や、仕事が減少し生活が困窮する等、本当に困っている方が身近に存在します

通常開園に戻った時には、仲の良かったお友達はいなくなっているかもしれません。

生活の為にお仕事は必要な事です。しかし明日出勤する事がどうしても必要ですか？

在宅勤務できる方法は本当にありませんか？ その仕事は命よりも大切ですか？

勤務先の理解が得られないのであれば、最大限協力し働きかけをさせていただきます。

子どもたちや皆さんが利用する保育園を守っていく為には、皆様一人ひとりの意識と行動がなによりも大切です。対象者の方であっても最大限にご協力賜りますようお願い申し上げます。そしてやむを得ない状況であれば、出来る限りの対応をいたしますのでご相談ください。